

平成 17 年 10 月 28 日規程第 27 号
改正 平成 20 年 7 月 18 日規程第 9 号 (イ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計監査人候補者選定審査委員会の設置に関する規程

(目的及び設置)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の会計監査人の候補者を決定するに当たり、公正さを確保した選定をするために、会計監査人候補者選定審査委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 選定委員会は、次の事項を審議する。

- 一 会計監査人候補者の選考に係る基本的方針に関すること
- 二 会計監査人候補者からの応募企画書の審査及び会計監査人候補者の選考に関すること
- 三 その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、理事長代理をもって充て、委員会の事務を掌理する。
- 3 委員は、理事、総務部長、経理部長及び企画部長をもって充てる。(イ)
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバーの設置)

第 4 条 選定委員会には、オブザーバーとして監事が出席できるものとする。

(開催)

第 5 条 選定委員会は、委員長が場所及び議題を定めて召集する。

- 2 選定委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務等)

第 6 条 選定委員会の庶務は、経理部経理課において行う。

- 2 経理課は、第 2 条に規定する審議事項の原案を作成する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。(イ)